

防府市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が執行する郵便による競争入札（以下「郵便入札」という。）について本市が定める入札の心得（以下「心得」という。）のほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告等)

第2条 郵便入札の対象工事等の公告については、防府市財務規則（平成8年防府市規則第6号）第91条に規定するもののほか指名通知等に次の各号に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) その他必要と認める事項

(入札書等の郵送)

第3条 郵便入札の入札参加者が、入札書等を郵送により提出する場合は、一般書留、簡易書留により入札執行課が指定する日時までに到着するよう送付先に郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、次のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (2) 内封筒にあっては、工事名、業務（委託）名、物品名又は件名及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書及び工事費内訳書（対象案件が工事の場合に限る。）を封入するとともに、貼り付け部分を入札者の使用印（使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。）で割印する。
- (3) 外封筒にあっては、前号の内封筒を封入し、表側に送付先を記載し、あわせて「入札書在中」及び「親展」と朱書きするとともに、裏側に工事名、業務（委託）名、物品名又は件名、開札日時、入札者の住所及び商号又は名称を記載するものとする。
- (4) 前号のほか、「郵便入札の入札方法（入札条件）」を参照すること。

3 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。
(入札書の開札)

第4条 入札書の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加業者の中から選定された2人を立会人に選出し、開札に立ち合わせるものとする。この場合において、当該立会人のうち立ち会わない者があるときは、入札事務に関係のない職員に立ち合わせるものとする。

2 開札の立会人の選定方法については、指名通知等の際に、入札事務に関係のない職員がくじにより抽出する。

3 前項の規定に基づき選定した立会人に対しては、指名通知等の際に、立会人抽選結果通知書(別記様式)をファックス送信により送付するものとする。

4 立会人は、入札に際し立会人抽選結果通知書を提示し、入札後に立会人署名書に署名しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第5条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の無効)

第6条 心得に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第3条の規定による郵送方法によらない入札

(2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札

(3) 入札書等封入封筒記載の工事名、業務(委託)名、物品名又は件名及び入札参加者名が同封された入札書記載のものと相違する入札

(4) 工事費内訳書の提出を必要とする場合において、入札書のみ又は工事費内訳書のみが入札及び工事費内訳書の金額が入札書

と一致しない入札

(入札結果等の通知)

第7条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者へ電話連絡するものとする。

2 市長は、低入札価格調査等により入札を保留した場合は、すべての入札参加者に対し、ファックス送信によりその旨連絡するものとする。

(入札の延期及び中止)

第8条 市長は、郵便入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止をすることができる。

(再度入札)

第9条 市長は、郵便入札の開札において再度入札が必要となった場合には、前回の入札開札日から1日以上の間を置いて実施するものとする。

2 再度入札の対象となる入札者に対しては、ファックス送信により通知するものとする。また、無効若しくは不落札となる入札をした者又は失格となった者に対しても、ファックス送信により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

平成14年10月1日制定の防府郵便入札の試行に関する要領は廃止する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成21年3月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成27年12月14日から実施する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和2年10月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

別記様式

年（ 年） 月 日

様

防府市長

立会人抽選結果通知書

このことについて、抽選の結果、貴方を入札・開札立会人として選任しましたので、下記案件入札の開札日時に御出席くださいますようお願いいたします。

記

1 入札件名

2 開札日時・場所 年 月 日 時 分

3 お持ちいただくもの

- ① 本通知書
- ② 立会人委任状（代理立会人を選任したとき）

4 その他

- ① 立会人は原則辞退できないものとします。
- ② 立会人は、代理立会人（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を選任することができますが、代理立会人が立ち会う場合は、選任された立会人からの立会人委任状を提出してください。立会人委任状様式は、防府市ホームページからダウンロードできます。
- ③ 入札を辞退したときは、立会人の選任を取消しますので、来庁の必要はありません。

入札執行課 TEL :
担当 FAX :

お手数をお掛けしますが、受信確認のため下記を記入され御返送をお願いします。

会社名 _____

担当者名 _____